

## 平成 30 年度第 2 回大分市子ども・子育て会議 会議録

1. 日 時：平成 31 年 2 月 22 日（金） 13 時 30 分～15 時 30 分

2. 場 所：大分市役所議会棟 4 階 全員協議会室

### 3. 出席委員

古賀 精治委員（会長）、仲嶺 まり子委員（副会長）、赤峯 慎太郎委員、  
安藤 茂伸委員、安東 知子委員、伊東 史子委員、今村 博彰委員、  
大津 康司委員、小野 昭三郎委員、定宗 瑛子委員、澤口 博人委員、  
秦 昭二委員、長田 教雄委員、新名 香織委員、西宮 千絵委員、  
姫野 美和子委員、平野 昌美委員、淵野 二世委員

### 4. 議 事

(1) 特定教育・保育施設等の利用定員について

(2) 報告事項

- ① 「「大分市子育てに関するアンケート調査」及び「大分市子どもの生活実態調査」の中間報告について」
- ② 大分市幼児教育・保育振興計画について
- ③ 地方分権改革による権限移譲について
  - ・ 認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定事務・権限の移譲
  - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の権限の移譲

### 5. 議事の概要

○議題「特定教育・保育施設等の利用定員について」を説明し、質疑応答が交わされた。

○報告事項について、各担当課が説明し質疑応答が交わされた。

### 6. 会議の経過

（事務局）

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から平成 30 年度第 2 回大分市子ども・子育て会議を開会いたします。会長に進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、子ども企画課長の平松と申します。どうぞよろしく申し上げます。それでは、座りまして進行させていただきます。

それではまず、本日使用する資料について確認をさせていただきます。

- ・資料 1 特定教育・保育施設等の利用定員について
- ・資料 2 「大分市子育てに関するアンケート調査」の集計結果について（中間報告）
- ・資料 3 子どもの貧困対策について
- ・資料 4 大分市幼児教育・保育振興計画〈概要版〉
- ・資料 5 認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定事務・権限の移譲
- ・資料 6 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の権限の移譲

それから、本日の次第と配席図を置かせていただいております。ご確認ください。不足等がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

それでは、本日は、委員 20 人のうち 18 人のご出席をいただいておりますので、大分市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項に基づき、会議の開催に必要な定足数を満たしており

ますことをご報告申し上げます。なお、大分市中学校長会 代表 おおが ひろふみ 大賀 弘史委員、大分

青年会議所 もちなが ひでひろ 持永 英宏委員が、ご都合により欠席となっております。

次に、この会議についてでございますが、本会議は公開で行うこととされております。なお、本日の傍聴者は 2 名でございます。また、本会議の議事録、資料につきましては、原則公開することとしておりますので、後日、市のホームページに掲載させていただきます。それでは、ここからの議事の進行につきましては、大分市子ども・子育て会議条例第 6 条第 1 項により、会長が会議の議長となると定められておりますことから、古賀会長にお願いしたいと思います。古賀会長、どうぞよろしく申し上げます。

（会長）

それでは、ここから私が議長として本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。次第の 2 議題『特定教育・保育施設等の利用定員について』についてです。事務局、説明をお願いします。

（事務局）

特定教育・保育施設等の利用定員について説明させていただきます。A4 縦の資料 1 をご覧ください。

本市では、「すくすく大分っ子プラン」に基づき、認定こども園、保育所等の特定教育・保育施設および小規模保育事業、事業所内保育事業等の特定地域型保育事業の定員拡大に努めております。「平成 31 年度に新規認可・確認を受ける教育・保育施設」をご覧ください

い。こちらには、平成31年4月から、新たに認可を受ける予定の保育所や、既存の保育所、幼稚園から認定こども園へ移行する施設、私学助成を受けている私立幼稚園から子ども・子育て支援新制度の給付に移行する施設を掲載しております。表の上段の網掛けした部分に、1号認定、2号認定、3号認定とありますが、1号認定とは満3歳以上で教育を希望する人、2号認定とは満3歳以上で保育を希望する人、3号認定とは満3歳未満で保育を希望する人を示しています。表の一番下、合計の欄にありますように、認可等により新たに利用定員を設定する施設は17施設で、利用定員の合計は1,675人となっております。このうち定員増は617名となっております。

次に、2ページ以降は本市全体の定員数や利用者数などを〈参考資料1〉として、まとめております。概要をご説明しますと、「①利用定員」の表は、先ほど説明いたしました新規認可等による定員拡大を反映した定員の増減を地区公民館区域ごとに示しています。大分市全体で見ると、平成30年度と比較して、31年度は1号認定で211人の減少、2号・3号認定では617人の定員拡大となる予定です。その下のグラフは、子ども・子育て支援新制度がスタートした27年度から、31年度までの利用定員の推移を示しており、保育部分の定員については、27年度の8,699人から31年度は11,094人に大きく増加していることがわかります。なお、5ページ以降に〈参考資料2〉として、施設ごとの利用定員一覧を掲載していますのでご参照ください。

3ページの「②施設構成」をご覧ください。平成27年4月時点と31年4月時点における施設類型ごとの「施設数」と「構成比率」を示しています。4年間で、施設数は全体として、147施設から186施設となり、39施設増加しております。構成比率としては、認定こども園への移行が進んだことにより、認定こども園の比率が27年の15.0%から31年は21.5%と大きく上昇しております。続いて、下段の「③入所児童数（2号・3号）と待機児童数等の推移」をご覧ください。25年度からの5年間の入所児童数と待機児童数、また、特定の施設を希望するなど国の定義にあてはまらない方も含めた未入所児童数をグラフで示しています。30年度は待機児童数が、前年度の463人から13人と450人の大幅な減少となっております。

続いて、4ページの「④保育士確保の取り組み」をご覧ください。全国的に保育士不足が顕著となっておりますことから、本市においても保育士確保に向けた取り組みを行っているところでございます。取り組みの1つが、職場体験講習会です。これは、平成27年度より実施しておりますが、保育士の資格を有しているものの保育所などで働いたことがない方や長期間、保育の仕事に従事していない方を対象に、実際に保育所で保育の仕事を体験してもらい、仕事への不安を解消し保育所への就職を促すものです。本年度も6回開催し、11人の参加があったところです。

2つ目は、大分市保育の仕事セミナーですが、こちらも平成27年度より実施しています。今年度は2月7日（木）に開催しましたが、市内の保育施設40か所の関係者に参加をいただき、保育現場の様子や特色、保育士の仕事の魅力を、県内の保育士養成施設に通う学生

と一般の保育施設に就労を希望する保育士の方に紹介いたしました。また、保育施設で働くことの不安を解消するために相談コーナーも設置し、保育施設への就職を後押ししております。本年度は学生 98 人、一般 15 人の計 113 人の参加があったところでございます。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご質問やご意見等はいかがでしょうか。

(委員)

4 ページの保育士確保の取組についておたずねいたします。今、大分市は保育施設 138 あり、そのうち保育ママが 10 近くありますので、これを除きますと保育施設は 120 ほどあると思います。職場体験講習会については、このような事業に市が取り組んでいただきまして本当に感謝しています。ところで、就職した人数についてですが平成 27 年度に保育所に就職した方が 3 名、28 年度は 5 名、29 年度は 6 名、という事で計 14 名が就職されていますが、これはどの施設に就職されましたか。

(事務局)

詳しくどの園というのははっきりとはしませんが、大分市内の保育所や保育施設に就職されています。

(委員)

これには私立の認可保育施設は入っていますか。

(事務局)

ほぼ私立の認可保育施設でございます。

(委員)

その時には、希望する地域という事で、その地域の保育園を紹介しているのですか。

(事務局)

職場体験講習会はハローワーク大分と連携をして行っており、ハローワーク大分に求人が出ている園を紹介するようにしております。そうしたことから、今回就職をされている方につきましては、全て民間の私立保育所等を紹介しております。

(委員)

もう一点おたずねしたいと思います。2番の「大分市の保育の仕事セミナー」です。このセミナーについても4年間取り組んでいただき、ありがたく思っています。このセミナーは養成校の1年生が対象です。1年生ですから、今すぐ就職ではなく、1年後の就職になります。現場からしますと、今すぐ保育士として働いてくれる方を求めています。毎月開催している保育協会の園長会でも、全体の要望事項として、是非このセミナーをすぐ働ける方を対象に実施していただきたいと出ております。ですので、対象を2年生や保育士としてすぐ働ける方にしていただきたいと思います。私ども保育協会は平成31年度に、すぐに働ける方や2年生を対象に、各保育園がお金を出し合って保育士の就職フェアをやろうと話をしております。市もタイアップしていただき、現場の保育士の不足解消に生かせるようなセミナーにしていいただければありがたいと思っております。

(会長)

ご要望ということでよろしいですか。それに対して事務局、何かありますか。

(事務局)

市としても、私立の幼児教育・保育施設のお役に立てればと思ひまして、仕事セミナーという形で協力させていただいております。ご意見について、改善できる点は努めてまいりたいと思います。ただ、短期大学等養成学校の学生なので、2年生になると、すぐ就職の協定の関係もあると思いますが、就職活動で忙しくなると思います。そうした中で1年生のこの時期に開催し、まずは園のことを知っていただき、次に自分が関心のある点、例えば何に興味があるとかを調べて、保育所を選ぶ一つの参考にしていただくというような趣旨も含めて開催しておりますので、その点はご理解いただきたいと思ひます。

(委員)

今年も2月に旧荷揚町小体育館で開催されました。私どもも市からセミナーを開催するということで、全ての園長たちにできるだけ協力してほしいと要請しています。先ほどもいいましたように、現場とすれば2月に1年生を対象に開催しても、もちろん来年度に向けたプレゼンテーションとしてはいいかもしれないけれど、そのまま雇用につながりません。ですので、時期と対象年齢について、もう少し現場の声を反映した形にしていいただきたいのが協会の園長会の総意ですので、よろしく願ひいたします。

(委員)

今のご意見を聞いている限り、市側は2月だからと言ひ、園側は2年生にしてほしい、ということで2月にやる必要はないと僕は思ひます。要は秋に開催すれば2年生も来てくれるのではないかと。園としても即戦力が欲しいわけですから、何故、大分市が2月にこだわるのか逆に私には解らない。3月から就職活動が解禁になることからすると、私が見る限

り2月に開催する理由は、少なくとも対象を1年生に限る場合はないと思いますが、いかがでしょうか。

(副会長)

ちょっとその前に確認ですが、確か夏に大分県が明野で行っている就職フェアはどういったものですか。

(委員)

就職フェアは大分県が保育連合会とタイアップして明野の大分県社会福祉介護研修センターで開催しています。5月と2月の年2回やっています。こちらは現場としては重宝しており、とてもありがたく思っており、みなさんが行きたいと言っています。

(副会長)

今、お話しされた県と連合会で行っている就職フェアは、明野の研修センターで開催していました。委員のみなさんはすぐに行けると思うかもしれませんが、学生たちは交通手段や足の関係もあり、すぐに行ける所ではございません。それで参加者が非常に少なかったのですが、それを確か市内の近い所に今回変更していただいたのではないかと思います。それで参加する人数が増えました。今、仕事セミナーは1年生を対象に2月に開催するのは効果的ではないとお話が出ましたが、養成校からしますと、2月の仕事セミナーには多くの学生が参加しており、その後実習に出ています。1週間実習に出た後に、それ以外の保育所等を自主実習に行きたいという希望が出てまいります。そこで、ひとつの踏み台になるのが今回の見学です。仕事セミナーでちょっと気になったところに行ってみたいというような自主実習に繋がるということがございます。

それと、今回、私どもが全県下の全ての保育連合会、幼稚園連合会、認定こども連合会にお願いしたいのは、学生からの要望ですが、求人票を見て見学に行きたいが、見学の受け入れに関する情報をできるだけ統一してほしいということです。実は12月に各会長宛に文書を送付いたしまして、求人票の中に見学可能な日程や時間、それに期間などを書き入れてほしいようお願いしました。実際にそういう見学も学生が望んでいます。セミナーだけではないという点もございまして、私どもは学生の意見も聞き、対話も行っております。こういうセミナーを私はキャリア教育の一環として位置づけておりまして、そういった意味では、効果がないと言われるとちょっと戸惑いを感じます。その時期に開催する意味とか、それを利用してどういう風に次の学生に意識付けするかという事で活用させていただいておりますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

(委員)

先生が言われた就職フェアは介護福祉センターで開催していました。すると、交通手段

が悪いものですから、会場をコンパルホールに変更したところ、多くの保育士が来られました。やはりホルトホール大分やコンパルホールなどの利便性のいい場所にすると、行きやすい方が数多くいるということで、県も会場を変更しました。大分市が1年生を対象に仕事セミナーを開催する趣旨も十分理解できますので、予算を半分に分けて、半分で1年生の学生たちが一年後の実習とか就職に向けた形で仕事セミナーを開催する。もう半分は、今すぐ保育士として働ける方を対象に、大分市が保育協会や認定こども園連合会、幼稚園連合会とタイアップする形で保育士の就職の場を設けるなど、二段階の形で実施していただけると現場としては一番ありがたいと思っています。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。私どもの趣旨はご理解いただいていると思います。確か1年生は来月以降解禁になるのかと思います。そうした時期に向けて、1年生が市の幼児教育・保育機関への就職に向けての気運を高めていく。また、どんな施設があって、どういう風な特徴があるのかという事を知っていただく。そうした意味で、養成機関と相談し、この時期に開催としておりますので、委員からの意見はご意見として承りまして、またご相談していきたいと思っています。

(会長)

養成所の仲嶺副会長の意見についても、園長会にぜひそういう趣旨を伝えていただくようお願いします。他によろしいのでしょうか。それにしても3ページの待機児童が463名から450名減って13人というのはちょうど市の定員拡大の取組がうまくいっているということによろしいのでしょうか。

(事務局)

新規事業者のご協力、そして既存の保育所の定員の拡大や定員を超えての受け入れなどで大変ご協力いただきました、成果であると思っております。

(会長)

次に、次第の3 報告事項に移ります。(1)「大分市子育てに関するアンケート調査」及び「大分市子どもの生活実態調査」の中間報告について。初めに、「大分市子育てに関するアンケート調査」の中間報告について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

昨年8月の子ども子育て会議においてご報告いたしました「大分市 子育てに関するアンケート調査」を実施いたしました。今回、その中間報告がまとまりましたのでご報告させていただきます。

「資料 2 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果について（中間報告）」の、1 ページをお開きください。初めに調査の実施概要をご説明いたします。調査の目的ですが、2 点ございまして、1 点目が次期「すくすく大分っ子プラン」策定に向け、子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、幼児教育・保育及び地域の子育て支援サービスの「量の見込み」を設定することであり、2 点目は、現行計画における成果指標の達成状況の把握や総括及び次期計画の目標策定等の資料とするものであります。

調査期間は平成 30 年 11 月 29 日から 12 月 21 日まで。調査方法は郵送による無記名回答方式で実施いたしました。

4 の調査の対象ですが、就学前児童と小学生の合計 52,899 人の 2 割強にあたる、10,802 人にアンケートをお願いしました。③回収人数についてですが、就学前児童の保護者は 3,155 人。小学生は 3,173 人で合計 6,328 人です。④の回収率ですが、合計で 58.6%、約 6 割となっております。

5 の今後の集計・分析についてですが、保護者の就労状況や世帯構成、区域などの情報と、施設・事業の利用希望等のアンケート結果を組み合わせるクロス集計を行いまして、詳細なニーズ分析を予定しております。また、その分析結果を基に、教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、現行計画に掲げる各指標の評価を行う予定としております。

それでは、調査結果についてですが、今回は保育の利用ニーズや今年 10 月から予定されている幼児教育・保育の無償化に関する質問、また、今の保護者が望んでいる子ども・子育て施策などを中心に、抜粋してご説明させていただきます。なお、グラフの見方ですが、上段が今回の調査結果、下段が前回平成 25 年度の結果となっております。右下にあります、「N」とはその年度の有効回答数を表しております。

初めに「就学前児童」の結果ですが、2 ページをご覧ください。平日日中の教育・保育サービスの利用状況についてです。「利用している」は 58.3%で前回より 6.2 ポイント増加しています。利用しているサービスでは、幼稚園や認可保育所、認定こども園などの幼児教育・保育施設が全体で 86.3%と前回より約 3 ポイント上昇しており、中でも認定こども園は 23.7%と大きく増えております。

3 ページをご覧ください。平日日中に定期的に教育・保育サービスを利用していない理由ですが、「子どもがまだ小さいため」が 47.1%、「(子どもの教育や発達のためなどを理由として) 利用する必要がない」が 45.9%となっております。「子供がまだ小さいため」を選んだ保護者に、預けようと考えている年齢をお聞きしたところ、「3 歳」が 40.2%と最も多かったものの、前回比 0.5 ポイントと微増に留まっている一方、「4 歳」が 8.9 ポイント減少し、「1 歳」が前回より 10.1 ポイントと大きく増加しております。

4 ページをご覧ください。定期的に利用したい教育・保育サービスについてです。認可保育所が 51.4%で最も多く、次いで幼稚園が 47.4%、認定こども園が 41.5%となっており、現在の利用状況と同様の傾向が見られました。



5 ページをご覧ください。今年の 10 月から予定されております幼児教育・保育の無償化が実施された場合の利用希望についてです。色の濃い棒グラフで示している現在の「幼稚園」「認可保育所（園）」「認定こども園」など幼児教育・保育施設の利用合計は 64.9%ですが、色の薄い棒グラフで示す無償化が実施された場合の利用希望は合計 84.8%となっています。なかでも、認可保育所と認定こども園の 2, 3 号認定等の保育サービスの利用希望が 44.2%と高くなっていますが、幼児教育に対するニーズの伸びも見られます。

6 ページをご覧ください。育児休業の取得状況についてです。まず、母親ですが、育児休業を取得した、又は取得中という人は 41.8%であり前回より 11.9 ポイント上昇しております。取得していない主な理由といたしましては下から 7 つ目の「子育てや家事に専念するため退職した」やその下の「職場に育児休業の制度がなかった」などの割合が高くなっております。なお、一番上の項目の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や上から 7 つ目の「保育所（園）などに預けることができた」等の項目で前回より割合が減少している一方、上から 2 つ目の「仕事が忙しかった」や 6 つ目の「収入減となり、経済的に苦しくなる」等を理由に取得していない人が増加しています。

7 ページをご覧ください。父親の育児休業の取得状況ですが、前回より 1.1 ポイント上昇したものの、依然低調です。取得していない主な理由ですが、上から 2 番目の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」やその上の「仕事が忙しかった」そして中ほどの「配偶者が育児休業制度を利用した」などとなっており、いずれも割合が上昇しております。

8 ページをご覧ください。子育てに関して、どのような情報提供や相談・支援を受けたいかについてです。「幼稚園・保育施設等への入園・入所等」が 62.8%、「子どもの心身の健康や発達」が 51.2%、続いて「子育ての方法」が 48.3%となっております。また、前回の会議の際に「小 1 プロブレムなど、小学校生活への心配や不安を持つ保護者もいるのではないか」との指摘がありましたので、今回新たに「子どもが小学校に入学するにあたっての気がかりなことや悩み」という項目を追加したところ、33.9%の保護者の方が相談・支援を受けたい、との結果が出たところでございます。

9 ページからは小学生の回答結果についてです。まず、放課後の時間を過ごさせたい場所についてですが、「自宅」が 75.8%で最も多く、次いで「習い事」59.6%、「放課後児童クラブ（児童育成クラブ）」29.1%となっております。このうち、児童育成クラブの利用希望が唯一伸びております。

10 ページをご覧ください。児童育成クラブの土曜日や日曜・祝日の利用希望についてです。土曜日の利用希望については 37.9%で、そのうち 37.2%が高学年までの利用を希望しております。また、日曜・祝日の利用希望については 13.8%で、そのうち 48.0%が高学年までの利用を希望しております。

11 ページをご覧ください。児童育成クラブの夏休み・冬休みなどの長期の休業期間中の利用希望についてです。82.2%が利用を希望しており、前回よりも大きく伸びております。

続きまして、12 ページからは就学前児童と、小学生共通の質問についていくつか抜粋し

て結果を掲載しております。近年、子どもの虐待に関するニュースがたびたび報道されておりますが、ここでは子どもの人権問題についての関心をお聞きしています。就学前児童の保護者の95.9%、小学生の保護者の94.9%が「関心がある」と回答しており、意識の高さが伺えます。なお、本市の就学前児童の児童虐待の相談対応件数は平成29年度が310件（平成25年度376件）。小学生では、平成29年度で213件（平成25年度212件）となっております。

13ページをご覧ください。充実してほしい子育て支援策についてです。前回よりいくつか選択肢を追加しているため割合の単純比較はできませんが、就学前児童では、中ほどの「子どもの就学にかかる費用の軽減」や「子どもの医療費にかかる費用の軽減」など、子育てに係る費用の助成を求めるものが多いほか、一番上の「公園などの屋外の施設を整備する」など、親子で安心して出かけられる環境整備に対するニーズが高くなっております。また、下から5つ目、男性の働き方の見直しや育児参加に対する啓発については、ニーズが増加しております。

14ページをご覧ください。小学生の保護者に同様の質問をしていますが、「子育ての経済的支援の充実」や医療費への助成など、やはり子育てに係る費用の助成を求めるものが多いほか、下から9つ目の「学校教育の充実」、その2つ下の「小学生以上を対象に遊びを通じた活動を行う施設の充実」などの割合が高くなっております。また、就学前児童と同様、男性の働き方の見直しや育児参加に対する啓発については、ニーズが増加しております。「大分市子育てに関するアンケート調査」の中間報告の説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、質問等ありますでしょうか。

（委員）

5ページの選択肢の「幼稚園」とは公立ですか、私立ですか。

（事務局）

公立、私立の両方です。

（委員）

昨年もお話したと思いますが、私立は数多くの園児がいるのに対して、公立はどんどん閉園されている状況です。今年も確か3つか4つ休園という状態になっていると思います。幼稚園を公立、私立と一緒に集計するのは私としては違和感があるのですが。

（事務局）

今、おっしゃっていただいたことは幼稚園という選択肢の中に公立も私立も一緒になっ

ているから、それを分けた方がいいという事でよろしいでしょうか。

(委員)

この後の、大分市幼児教育・保育振興計画に関わってくると思いますが、無料化ということはどこが無料になるのかということです。あと、私立幼稚園は多くの子どもを常に受け入れしているのに、公立幼稚園は休園している状況があり、私はずっと違和感を持っています。大在幼稚園も以前は100人受けていたのが来年は26人です。公立幼稚園ですよ。2,000人の小学生がいる校区の幼稚園が26人です。明らかに違和感があります。この施設をどう活用するか考えなくてはいけないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

今、おっしゃっていただいたように、市立幼稚園は園児数が減少してきている状況がございまして、昨年は、この会議の委員の中の方からも何名かご参加をいただく中で、今後の市立幼稚園や市立保育所について、今後どのようにあるべきか検討させていただきました。この後、報告事項にもありますけれど、今後は市立幼稚園につきましては、市立保育所との一体化を目指す中で、認定こども園化、そして保護者について利用しやすい、また、ニーズに合った形の施設の類型を将来構想とするよう方向性をいただいておりますので、そのような方向へ進んでいくものと考えております。

(委員)

12ページの共通の質問ですけれども、子どもの虐待に関する関心は皆さん高いですが、次の13、14ページでは、子育ての相談体制の充実に対する要望が少ないとなっております。この関心をどのようにして調査結果に広げていくのか、受け止める形にできるのかだと思います。関心はあるけれども、例えば、虐待の講座を受けましようとなると、みんなそこまではいいと思うのかもしれませんが、虐待はやはり条件が揃えば誰でも起こりうることだと思います。リスクが高い親もいるかもしれませんが、どの家庭でも条件が揃うと虐待をしてしまうこともあると思いますので、今後、関心をどう拾っていくのか興味があります。

(事務局)

ありがとうございます。アンケート結果は一つの実事だと思います。確かに、最近では心を痛める虐待の話をニュースで大変大きくなっています。やはり行政、親、そして児童福祉施設のみならず関係機関が協力しながら進めていかなければと常々思っているところでございますけれども、こうしたアンケート結果を今後どのように施策に反映させていくかというのは、また来年度、この会議の中でも今後計画の素案等については上げさせていただきますし、またその計画に盛り込んで、それぞれの各面で取り組んでいくことだと思いますので、今、発言していただいた事については受け止めさせていただきたいと思

っております。

(委員長)

確かに、こういう聞き方をすれば、こういう結果になるだろうなというのが良く分かります。やはり、他人事として考えてしまうのが問題ですよ。

(委員)

13 ページの就学前児童を持っているお母さん方への、対象になる子どもたちは保育園児も小学生もみんな入っているということですか。

(事務局)

一般に5歳未満の就学前の子どもを持たれている世帯の保護者から聞いております。

(委員)

子ども医療費に関してですが、大分市が補助をしているので本来就学前は無料ですよ。就学してからは有料なのに、アンケート結果では小学生が13.3%。就学前が37.5%です。僕のイメージとは逆です。どうして、こういうデータが出るのか、どなたかわかる方、教えてもらえませんか。

(事務局)

先生が仰います通り、大分市では就学前児童は無料になっておりますが、小学生以降は通院に関しましては有料になっております。そうした中、アンケートでは反対の結果が出ているところがございますけれども、おそらく就学前児童の保護者が、今は小児科で見ていただいた時に払わなくてもいいのに、入学したらお金を払わなければならないところを心配した上でのアンケート結果かと思えます。わずかな一因かもしれませんが、そういうことでもあるのではないかと考えております。

(委員)

という事は、大分市ではまだ実現しておりませんが、小学生も医療費を無料化した方がいいという結論になるのでしょうか。これは私の希望でもありますが。

(事務局)

後程ご説明申し上げますけれども、このアンケートとは別に、私ども子育て支援課でも、5歳児のお子さんを持つ保護者の方、それから小学生、中学生に対して、子どもの生活実態生活調査という、調査をしております。その中でも、やはり経済的補助というかたちで、医療費補助のニーズは高いものが見て取れる部分がございます。合わせまして、このアン

ケート結果でも市民の皆様からご意見をいただいておりますので、検討を十分重ねていきたいと考えております。

(会長)

既に意見交換がなされていますが、このアンケートで、実際、子育てされている保護者の方々が何を望んでいるのか出てきましたが、委員の皆さまがどのようにお考えか聞いてみたいと思います。市民公募委員の方で、何かありますでしょうか。

(委員)

私も今、5年生の子どもを持つ母親です。全体を通してアンケートを見た感じと、私の要望をお話させていただきます。先ほども出ました児童に対する虐待等は年齢に関係なく関心は高いと思います。ただ、早期発見というのがなかなか難しく、家庭に行ってしまうと、先生にはわかりませんので、家庭の中で家族による虐待が隠されていた場合、表に出ないところをどうやって早く発見できるか。その辺の通報制度のようなものができたら、少しは地域を通してですが、もう少し目につき、全体的にわかりやすくできると思います。

また、放課後児童クラブですが、確かに数も増えていますが、希望した方が全員入れるわけではなく、やはり低学年が中心になっています。6年生までは預けられるようになったとのことで、父兄一同は一瞬喜ぶのですが、結局現状は新一年生が入ると、やっぱり低学年がどうしても優先されます。それは理解できますが、6年生まで預けられるとなったからには、高学年の子どもを持つ親としても、もう少し何かいい方法で改善できればと思っております。施設の確保やお世話する人員が確保できないといったソフト面もあげられると思いますが、定年退職してリタイアされた方を再雇用するなどでも人が増えるのではないかと思っておりますので、そのあたりもご検討いただければと考えています。先ほど出ましたけれども、休園や閉園になる幼稚園もあります。せっかく小学校の隣にありますので、放置するのはもったいないので、何か活用をしていただけたらと思います。その辺で何かいい案があれば、これから先、検討していただきたいと思います。また、これはちょっと個人的なお話になりますが、私と同じ職場に働いているお母さんにご兄弟のお子さんがいらっしゃるのですが、兄弟で違う園に通っております。それはやはり定員のためなのですが、同じ家族なのに兄弟が違う園ということは、傍から見ても、とても大変そうです。そのあたりが少し制度として構築していただければありがたく思っております。こんな感じで私の意見として述べさせていただきます。

(事務局)

4点ほどご意見いただいておりますが、最初の2点について少し申し上げたいと思います。まず、虐待に関係して早期発見が必要という事で、通報の仕方等周知していただきたいとご意見がございましたけれども、市内には中央、東部、西部、3か所子ども家庭支援センタ

一を持っておりまして、その子ども家庭支援センターに心配な情報をお寄せいただくようにしております。そういった体制についてこのような会議の中で、リーフレットを配るなど今後みなさんに少しでも知っていただくための展開も考えております。先だって野田市の事件はみなさまの記憶にも新しい所だと思いますけれども、その時にご近所の方から、泣き声はしているけれども通報がなかったという点がまた、虐待の発見が遅れた一面ということで報道されています。しかしながら、現在、私も子ども家庭支援センターには、ご近所で激しい泣き声がするとか、親御さんが怒っている声が聞こえるといったような通報をよく受け付けておりまして、そういった場合には速やかに対応することとしております。同様に、児童相談所に直接電話を掛けるという事も児童相談所の方も大きく広報しておりますので、改めて委員の皆さまにも周知する様、今後広報について努力をしたいと考えております。

それから、児童育成クラブへのご意見でございますけれども、現在、今、ご意見をいただきましたように、高学年まで受け入れるようにという事で運営委員の皆様にもお願いしているところではございますけれども、どうしても小さいお子様からという事で、低学年の児童を優先に受け入れをさせていただいている部分が多くみられるところでございます。こちらにつきましても保育所等と同様に拡大という事で現在努力をしているところでございますが、併せまして民間の育成クラブの方も作り始めておりまして、民間を活用しながら育成クラブの受け入れをはじめているところでございます。運営委員会と民間と両方活用いたしまして児童を受け入れ、放課後の子どもたちの居場所の確保に今後も努力を重ねていきたいと考えているところでございます。

(事務局)

続きまして、公立幼稚園の休園・廃止後の活用をという意見がございました。市としても活用という事で、例えば教育委員会と相談しながら、学校の施設一部として使うような場合、あるいはご意見をいただいたように育成クラブのクラブ室として活用する考えや、または地域の皆様からご意見をいただくなど色々なケースが考えられると思いますので、今後どのように進めていくかという事も含めて検討してまいりたいと思います。

(事務局)

保育施設等の兄弟入所についてですが、窓口等でも兄弟が別々の施設になるのは困るという声を聞いております。市としても兄弟が一緒の施設に入れれば一番良いのですが、公平性や透明性を確保するため、就労などの保育を必要とする要件に応じて、点数化をして決定しております。兄弟の方に関しましては、同じ要件であっても兄弟同時入所、上のお子さんが在園している、そういう時には点数を加点するなど配慮しています。また育児休業明けについては優先利用という形できちんと対応を取らせていただいております。しかしながら、全ての方に対し、現実として兄弟が同一の施設に入っているわけではないので

すが、できる限りの対応している状況でございます。

(委員)

私もこのアンケートの結果を見せていただいて、たくさんのお母さん方と同様に意見があります。先ほどの医療費に関してですが、このアンケートは就学前児童、小学生だけですが、中学生も病院に通う事が多いと思います。うちの子は来年から中学生になりますが、やはり小学生の時でも大人と同じ医療費がかかり、かなり負担になっています。小学生まででなく、中学生まで範囲を広げて考えていただくと助かると、私以外でも周りのお母さん方からもそういう声が数多く聞こえています。また、医療費の中には診察費や薬代などがありますが、インフルエンザの予防接種については、任意なのでお金がかかると言われればそうなのかなと思います。ですが、これだけ感染を防ぐために受けてくださいという割に、子どもは2回受けなければならず、病院によっては2回で6千円かかります。うちは子どもが3人いますので、合計すると2万円近くになり、かなりの負担になりますので、市が全額を補助というのは無理であっても、半額でも助成をしていただくとか、そういう措置を取っていただけるととても助かると思います。これもたくさん周りのお母さんから声を聞いています。

あと、放課後児童クラブに関してですが、私はまだ仕事をしておりませんので、夏休みや冬休みなどの長期休暇は子どもたちと家で過ごしていますが、経済的に余裕のある家庭であるかというところではありません。本当は働かないと生活がこれからどんどん苦しくなるのが、ちょっとお恥ずかしい話ではありますがけれども現状です。でも、いざ働くとなった時に夏休み、冬休み、春休みは子どもをどうするかとなったら、やはりいつも放課後児童クラブを利用しているのではないので、長期休暇の時だけ使用できればと思います。私もあまり詳しくないので、その辺はつきりとは言えませんが、その長期休暇だけでも利用ができるともう少し働きやすい環境になると思います。もちろん、自分の子と一緒にいたいというのが、やっぱり私の中では最優先ですけれども、やっぱり働きだすとどうしてもそういう長期休暇、仕事場では取れない、取りにくいというのが現状だと思います。そのあたり、放課後児童クラブが使いやすいようにしていただけると、もうちょっとお母さん方も働きやすくなるかなという風に思います。

(事務局)

今、ご意見をいただきました件ですが、医療費の無料化やインフルエンザの予防接種等も併せて助成してもらいたいというご意見がございました。そのほか、育成クラブの長期休業中のニーズというのも、今回この調査で5年前に比べまして、はるかに利用したいという方が伸びております。そういったことも皆様のご意見だという事で、しっかりと今後考えていきたいと思っております。

(会長)

それでは、お時間もありますのでこのあたりで締めさせていただきますと思います。来年度からは次期「すくすく大分っ子プラン」の策定が始まると聞いています。事務局におかれましては、是非何らかの反映をさせていただきたいと思います。それでは、引き続いて「大分市子どもの生活実態調査」について報告をお願いします。

(事務局)

子育て支援課、幸野です。大分市子どもの生活実態調査の中間報告についてご説明いたします。恐れ入りますが座って説明させていただきます。

資料 3 をご覧ください。次第にございます「子どもの生活実態調査の中間報告」の説明に入ります前に、まずは、今回の調査に至るまでの背景やこれまでの本市の子どもの貧困対策に関する取組み状況よりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。1. 子どもの貧困対策の動向についてよりご説明いたします。子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立した当時、国の調査によれば、当時の子どもを取り巻く状況は先進諸国の中でも劣悪とされ、「子供の貧困率」16.3%、「ひとり親世帯での貧困率」50.8%、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90・8%と低い水準でございました。さらに、このような親世代の貧困が子どもの貧困を生むといった貧困の連鎖が大きな課題とされました。

このような現状や背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 26 年 1 月に施行となりました。法では、資料の一番下の図にありますように、子どもの貧困対策推進法の基本的施策として、第 8 条に貧困家庭を救う 4 つの支援を教育支援・経済支援・生活支援・就労支援と定めており、この 4 つの柱をもとにそれぞれ重点施策が示されております。本市でも、この柱のもとに、各課の施策を整理しております。

次に、国、県、本市とそれぞれの立場における法施行後の動きでございますが、ご覧の図の上部分に「子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり」として、お示しております。

右側の、本市の取組み状況でございますが、本市では平成 25 年の生活困窮者自立支援法の施行にあたり、生活困窮者が抱える複合的な問題に対し、包括的かつ継続的な支援を各部署が連携して行う体制を構築するため、副市長を会長とした 9 部 22 課体制による「大分市生活困窮者自立支援対策連絡調整会議」を設置しており、その中に「大分市子どもの貧困対策専門部会」を設置しております。

この専門部会については、資料右側の 2. 本市の取組み状況についてをご覧ください。子どもの貧困対策専門部会の設置までの課題としては、①庁内横断的な協議の場や、連携体制が十分ではないことがあげられ、②設置目的としては、貧困の子どもとその家庭に関わりが強い関係課の情報交換や、情報共有を行うと共に、効果的な施策が検討できるよう関係課の連携を図るとしてあります。また、③これまでの取組みとして、子どもの貧困



対策事業の洗い出しを行うとともに、新規事業を含め、子供の貧困対策大綱をもとに整理を行っております。

これらを受け多岐にわたる貧困施策を機能させるためには、困難な状況を抱える子どもの「早期発見」と「実態把握」を行い、必要な「支援」や「支援の充実」へつなげるための取り組みが必要であるとの認識を新たにしたところであります。

枠の下をご覧ください。具体的には、貧困の問題を抱える児童や生徒の早期発見について、関係課と更なる情報共有を図り、子どもの SOS を早期発見するための連携強化を専門部会において確認しながら推進してまいります。また、「貧困の実態把握」を行い、「支援の充実」について検討し、各課における具体的な事業の組み立てを行うこととしております。

そこで専門部会では、平成 29 年度に「子どもの生活実態調査」の実施方法等についての協議を行い、平成 30 年 8 月に調査を実施しております。

2 ページをご覧ください。こちらが 8 月に実施した調査を中間報告としてまとめたものでございます。まず 1. 調査の目的は、記載のとおりでございます。

2. 調査の概要でございますが、今回の調査は、(1) の児童や生徒、保護者を対象とした「子どもの生活実態調査」と (2) の子どもへの支援を行う側に対する「資源量」の調査の 2 つを実施しております。

まず、(1) の「子どもの生活実態調査」でございますが、調査対象者、調査期間、調査方法については記載のとおりでございます。表 1 をご覧ください。表 1 には、対象者別の配布数・回収数・回収率を記載しております。回収率は、郵送による配布・回収を行った未就学児の保護者が、他の対象に比べ回収率が低くなっておりますが、大半の対象が学校による配布・回収だったこともあり、全体平均では 81.7% と高い回収率となりました。

次に (2) 「子どもの支援機関等に対する資源量調査」についてでございます。

調査対象者、調査期間、調査方法については、記載のとおりでございます。表 2 をご覧ください。表 2 には、配布数・回収数・回収率を掲載しております。回収率は 86.2% と高く、多くの機関からのご協力をいただいております。

この調査 2 つの調査の具体的な質問については、2 ページの後半から 3 ページにかけてお示ししておりますので後ほどご説明いたします。

次に 3. 本調査における生活困窮世帯の割合についてでございます。(1) 相対的貧困世帯の定義よりご説明いたします。貧困という概念で広くイメージされているのは、食料や生活必需品を購入するためのお金がないといった主に途上国で起きている問題で、これは「絶対的貧困」と言われております。この絶対的貧困に対し、先進国の貧困問題は、世帯所得をもととする「相対的貧困率」から考えられています。国の調査では、1 年間の手取りが 122 万円 (10 万×12 ヶ月) を下回る世帯、2人世帯では、約 172 万 (14 万×12 ヶ月) のいわゆる貧困線を下回る世帯のことを相対的な貧困状態として判断しております。資料の左側下部分には、相対的貧困世帯の定義を図でお示しております。

次に、資料右側の(2)生活困窮世帯の定義をご覧ください。可処分所得(手取りの収入)だけでは、個々の生活実態は見えづらく、経済的側面のみで貧困を定義することへの疑問が呈されていることや本調査の世帯年収に関する質問に全体の20%を超える方が回答していないことから、相対的貧困世帯に加え、「誕生日のお祝いや生活必需品を手に入れることができないといった、一般的に経験できることが経験できなかった状況」などの生活実態が見えやすい状況を指標化した、これをはく奪率と申しますが、この指標を分析に加えたものを本調査では「生活困窮世帯」の数として定義しています。それでは、本市の状況でございますが、表3をご覧ください。表3の一番右側でございますが、上から、全体の合計6,030世帯、その一段下、生活困窮世帯は963世帯16%、相対的貧困世帯653世帯10.8%となっており、加えて、調査対象とした子どもの年齢が高くなるにつれて生活困窮世帯の割合が高くなることなどが読み取れます。

次に、4. 調査結果例をご覧ください。今回、中間報告としてまとめました一部を資料の3ページと併せまして掲載しております。2ページ左下をご覧ください。保護者に質問した、問9 あなたはお子さんに、子どもの年齢に合った本を与えていますか。では、未就学児・小学生・中学生のいずれにおいても年齢にあった本を「与えている」が最も高くなっていますが、年齢が高くなるにつれ、その割合は低下しており、中学生生活困窮世帯ではおよそ半数となっています。また、生活困窮世帯では「経済的に与えられない」の割合がおおよそ1割と、全体と比較して高くなっております。

次に、3ページをご覧ください。右側一番上、小学生と中学生に質問した問17 学校でのことはどのくらい楽しいか。では、小学生・中学生のいずれにおいても生活困窮世帯では学校でのことが「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」をあわせた『楽しい』と回答した人の割合がおおよそ5割から6割と、全体と比較してやや低くなっています。

次にその下、学校や保育所をはじめとする今後支援が期待される機関の方々を対象として行った調査では、問5 今後、困難を抱える家庭の子どもや保護者に対し、どのような支援が必要であると思いますか。では、「生活や就学のための経済的補助」が53.4%と最も高く、次いで「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービス」が48.6%、「進路や生活などについて相談先の紹介」が39.9%となっています。

今後は、このような調査結果をもとに、クロス集計結果等により更に分析を進め、年度内に報告書をまとめ、本市における子どもの貧困に関する課題を分析し、既存事業の拡充や新規事業の取組みに役立てて参りたいと考えております。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見等はございませんか。

(委員)

貧困についてですけれども、子育てサロン内で問題として挙がってくるのではないのですが、民生委員・児童委員としての活動の中では関わってくる場合がございます。身近なところで昨年、子ども食堂が立ち上がりました。立ち上げの話が出た時に、民生委員・児童委員として関わっていくべきかどうかと、かなり議論がありました。子ども食堂で貧困の子どもたちが救えるのか。そもそも貧困の実態がどうなのか、解らないまま突入することになったので、みんなの考えがまちまちでした。もう少し根本的な部分を議論すべきであるという事になりまして、主体的に関わることはしておりません。現在は公益財団法人が運営しているところへ、その地区担当の民生委員が時々お手伝いに行くという形を取っています。

確かにその地域は、一人親家庭が多くて夕食、それから朝食をきちんと食べているのかなと心配になるような子どもさんが多くいます。ですが、経済的に困っていて食べられない子どもさんが利用しているのかという事はわかりません。親の都合で作ってもらえないとか、軽い気持ちで「食べに行ってきたよ」というような感じというのか、それが習慣化しているというのも耳にします。働いても働いても貧困に陥ってしまう親に育てられている子どもは確かにいると思いますが、経済面だけではなく、子育て能力に問題を抱える親に育てられた子どもも非常に問題が大きいのではないかと思います。子どもに充てるための補助金が家庭に振り込まれても、それが子どものためにちゃんと使われているのかと考えることもやっぱり多々あります。食事は作ってくれないが、スマホにはお金をよく使うとか、旅行にはよく行くとか、そういった実態を耳にすることも良くあります。経済的な貧困だけではなく、子育ての力も貧しい家庭で育った子供が、やがてまた貧困に陥るっていうのもわかる気がします。子どもは親の背中を見て育つので、この貧困の連鎖を断ちきるのは私が思うのはやはり教育しかないと思います。教育を受けて、その中で生きていく力や貧困を繰り返さない力などを身に付け学んでいく事がやはり必要だと思います。ですから、希望する子どもがみんな教育を受けられ、親の都合で機会が潰されることがないように支えていかなければいけないと思います。そこにはやっぱり補助金も必要でしょうし、また、学校機関の地道な努力も必要だと思いますので、ここの表にも先ほどありましたけれども、行政と学校との連携が密にこれから取られていくことが大事ではないかなと思います。

貧困という大きい問題はボランティアでどうこうできる問題ではないですが、関心はみんなが持ち続けていかなければいけない問題だと思います。学校との連携も必要だと思います。学校現場も非常に努力をされていると聞いています。学校とお話をする機会がありました。朝食を取っていない子どもは何%くらいだろうとか、保健室でちょっとおにぎりをあげるなど、本当に学校側も頑張っていて、子どもたちとの関わりを密に持っているというような話もよくうかがいますので、もう少しその連携がどの様に取られているのかというところをお聞きしたいと思っております。

(委員)

私どもの小学校は、朝食を取ってこない子どもの割合は2%でございます。比較的、新興住宅で戸建てが多く、新しく小学校に入ってもらえるという方が多いです。県下で一番大きいので、2%といいますと20人くらいかなという事になります。そのような子どもの状況については、担任がしっかりと把握しながら「朝食どうだった？」という風なことも聞きながら、食べてなかったら牛乳を提供したりしていました。今、そこまで深刻に子どもたちが朝飯を取っていないという状況は無いですが、配慮が必要な家庭から登校している子どもについては、きめ細かな配慮をしているところでございます。貧困という話がありましたけれども、経済的に厳しい家庭の多い校区においては私どもの学校以上に5%とか10%近くという数字が出ているようでございますので、そのような学校に対して教育委員会の体育保健課とも連携しながら、対応をこれからどうするかという事は考えていければいけないと感じているところでございます。

(会長)

関係機関の連携という事でいかがですか。

(学校教育課 佐藤)

先ほどからの学校の努力については大変ありがたい言葉だと思います。私が聞いた話では、朝、教員が鍵を開けて子どもを起こして、そして朝ごはんを食べさせて一緒に登校させるというような話も聞きました。そこまで学校の教員がやるのかという意見もあろうかと思いますが、そうしなければ、その子は救えない状況もあるというような意見もあるそうです。それだけに連携の強化というのは非常に大切だと思っています。先ほどの朝食に関わらず、子どもたちの貧困の対応ですが、スクールソーシャルワーカーを市内で各中学校校区を単位として配置しております。先ほどお話があった子育て支援課と連携しながら情報共有をしております。家庭に入っていくのはなかなか教員では難しいところもありますので、スクールソーシャルワーカーという福祉の専門家と連携しながら家庭の事情を改善していく、または福祉等に繋いでいくということが必要ではないかと考えております。

もう一点、貧困の連鎖というお話が出ましたので、私どもは就学援助について、今回入学準備金を前倒しして、入学前に配布、援助するというようなことにも取り組んでいます。また、奨学資金の充実についてですが、貸与型、給付型がありますが、貸与型については、将来なかなか返せないという状況もあって、返還の必要のない給付型、これを高校生を対象に「未来自分創造資金」として平成26年度から始めておりますが、これも人数を拡充しながら少しでも、一人でも多くの子どもたちがこの奨学金を使って、そして、自分の夢や未来に向かって歩んでいけるよう支援しています。

(委員)

今、お話を聞いて「そんな先生もいるなんて幸せだ。本当に救ってあげなくてはいけない子どもたちが数多くいる事実をもう一回新たにしないとイケない」と、資料を見ながら思わせられました。

ただ、今度、幼児教育・保育が無償化になるという事で、私たち認定こども園などで気になっているのは、働きにまだ行かなかった 1 号認定のお母さんたちが、私も働いてみようとなった時に、常にこの貧困というお金や物の貧困に対する着目と、子どもたちが必ずそこに関わっていく、その子どもたちの心の貧困の部分をどういう風に考えていかなければならないのかと、ちょっと危惧しているところです。想像力の欠如という事で色々な問題が起こっていて、虐待もそうですし、心の貧困から生まれるものもあるでしょう。そういうものに対して行政と、それから子どもたちと関わる施設の私たち全員が心をつにして子どもたちを見ていくことが必要なような気がします。お母さんの働くことの支援ばかりに着目し、いかに働きやすいようにするかという事の隣に、大事な私の命を繋いでくれる子どもがいるという事を、どうやってわかってもらうようにするかです。声を上げて、事あるごとに子どもから「お母さん、働きに行ってください」って言われて、働きに行っているお母さんは幼稚園の子どもたちにはいないはずなので、こどもたちが幸せになるために自分たちが働きに行き、自分が一人の女性としても母親としても大人としても、豊かになるために働きに出ているのです。そして、それを子どもに返していくために働いているという認識が無いと、「私は忙しいから、あなたはこうしておかないと悪いでしょ」となり、ちょっと本末転倒な話になるので、そこは一步止まって、もう一度足元を見てください、というお願いを私たちが事あるごとに言っていかなければいけないと思っています。

できるだけ今の子どもたちがこれから先、どんなふうに変わっていくのか。本当に心配な部分と夢のある部分の二通りあって、私たちが今やらなければいけないことの中に、日常能力の育成というものを本当に改めて考えなおさないといけない時だろう、今こそそういう時じゃないかなと思っています。あんな虐待で自分が産んだ子どもがなくなることを、ちょっと想像しても涙が出ますが、自分の命を繋いでくれる大事な子どもにあんなことができるのかという、それをどうひっくり返って考えても、毎日考えても、なんでそんな気持ちになるのか今でも解らないです。あれが特殊な家族というわけではないという時代に入っており、私たちは何をすべきかを本で行行政と、それから、今日来ていらっしゃる皆さんや地域の皆さん方と関わりの中で本当に見守ってあげないと、あんな小さな命も救えず、そして、自殺をしたりする中学生もいるのです。

この間もネットで中学生が同級生を蹴飛ばしている画像が拡散していました。自殺した子どものお父さんの裁判があって、全面的に勝訴を勝ち取ったと泣かれている姿も報道されました。ああいう姿を見ても、生きていかなければいけない、寿命をもらっている子どもが命を絶つなんて、そんな国にいつからなってしまったのかなと思います。本当に大人一人一人が声を上げて、そして子どもを守っていく。子どもは宝だという気持ちをもう一回私たちが持ち続けないとこの問題は解決するどころか、広がる一方であり、とにかく減

るのは難しいのではないかと考えています。とにかく今、子どもたちがどう感じているのか、学校が楽しいと感じているのか、楽しくないという子どもが家庭でどういう扱いをされているのかという所まで私たちが踏みこめたらいいのかなと思いますが、なかなかそこまではいけないところもあるみたいです。幼稚園であれば、子どもの表情を見て、昨日と今日は違うので何かあったなと何気なしに尋ねてみると、実は「昨日お母さんに叱られてね」と幼稚園の子どもが打ち明けるのですけど、それには理由があったと分かりました。そういうのを解決してあげて「大丈夫よ」って言ってあげると「ああそうか」といってすぐ、いつもの姿になる。そういったことに、きめ細やかに接することしかないと思いつながら、この問題については本当に一人一人の課題だと今思っているところです。大分市としては、その心の部分でどの程度今やっているのか、これから先どんなことをもうちょっと考えていきたいのか、教えていただけるとありがたいです。

(事務局)

子どもの貧困というお話が出た中で「心の貧困」というのは一つの大きなキーワードだと思っています。子ども企画課としては今それに対する事業を持っているわけではございません。けれども庁内それぞれ、教育委員会、子どもすこやか部の中で取り組める、または拡充していけるようなものについて、今お答えできるというものではございませんので、私どもの方で受けさせていただき、今後この庁内で検討していきたいと思っています。

(委員)

心の貧困については、保護者の心の貧困というのが今、非常に大きな問題だと思っています。特に保護者は最近子ども会に入らない保護者、脱退する保護者が著しく増加しております。うちの学校の場合では 830 家庭ございますが、そのうち 113 家庭が子ども会に未加入もしくは脱会という事になっています。そんな家庭の保護者の考え方は、「自分の子」と書いた「自子主義」こういう風な傾向に残念ながらあります。その結果、地域の中から孤立していき、親の心の貧困に繋がっていくのもまた出てきます。やはり地域の子どもは地域で育てようという風に、うちの校区の色々な団体の方が積極的に学校教育及び地域の子ども会の活性化に向けて取り組んでいただいている中で非常に残念な傾向が顕著になってきておりますし、今後ますます子ども会の組織率は下がっていくのではないかと考えます。やはり自分が子育てに悩み相談したい人が居ないときに孤立するというか、そういう家庭がこれから増えていくのではないかと心配しています。その辺へのアプローチというのは大切ではないかと思っていますので、行政でどこの担当になるのか分かりませんが、そういった部分を支えていただければありがたいと思いますし、子ども会を脱会するとなると、その次は何になるかという、PTAの脱会もしくは加入しないというような、その方向にも波及するのではないかと考えます。

その中で、ちょっと事例を報告いたします。うちの学校は、子ども会の役員さんは来年

度から 1 年間学校の P T A の役員をしたことにみなすという風に新たに決めました。そうしないと、子ども会から脱退する親がどんどん増えてしまうと考えたからです。うちの P T A では数が多く色々分母が多いですから、一人一人に役をお願いすればなんとかなるといふような大きな校区ですので。これは小さいところではなかなか難しいかもしれませんが、子ども会を脱会する、それから P T A に加入しない人を少しでも食い止めるということで、あまり前向きじゃないかもしれませんが、始めたところでございます。

(委員)

ひとつ違った観点からみなさんにお知らせしていきたいと思います。実は貧困と逆の豊かな家庭というのも相当日本にはあるのですが、みなさん、学習塾をご存知だと思いますが、今は幼稚園から行っております。そして 1 教科でいくらだと思いますか。それぞれ塾によっても違いますが、私の近所の塾は一教科 7000 円です。幼稚園の頃から 7000 円払って、ずっと中学まで行くとかいうような子どももおりますけれども、先ほどの先生の話にもありましたように、自分の子どもさえよいとまでは言わないとしても、これだけお金をかけているわけです。最近、習字やスポーツクラブへ行ったり色々やっている方も結構いるわけです。つまり、日本の社会がますます格差が広がっていくのではないかと思います。貧困の問題はとても大事で、育てて支援をしないといけないのは分かりますが、ずっと経済的に豊かな家庭との差がますます広がっていくような感じがします。私は青少協の関係ですので、地域の子どものをよく見ております。塾に行きたいけれども行けない子どものお母さんとも話をしていますけれども、なかなかお金も無い実態で、非常に我々としてはどうするかなという状況で、ひとつの実態として、みなさんが知っておいて欲しいなとそのように思います。

(委員)

先ほど、子ども食堂の話が出ていました。確かに、この子ども食堂ができました時には、なかなか朝食を思うように食べられない子どもたちを対象にというのが、最初の本来的目的ではありました。しかし、いよいよ子ども食堂を開設しますと、そこに集まってくる子どもは、みんな貧しいというレッテルを貼られるというような意見も出てまいりました。段々この子ども食堂も増えておりますし、フードバンクも立ち上がっております。携わっている人たちは、これではやはり貧しいという事でレッテルを貼られるのはどうかという事で、今、子ども食堂は、子どもの居場所、居場所作りが主体となってきているものが大多数であります。そして、そこに来た子どもたちと、それを運営している人、またはボランティアと子どもの会話の中からやはり、その家庭がよく見えてくるようです。もちろん食を通して育まれる心の豊かさというものは根本にはありますが、子どもたちの会話の中から、その家庭を知る。そして、やはり子どもの心が貧困であるという場合は、やはりその子どもを育てている親の心が貧しいというのが、やはりそこで運営している人たちの共

通するお話となってきました。

今、県下にたくさんの子ども食堂がございますが、民生委員が主体となって運営をしている子ども食堂はございません。ボランティアとして携わっている民生委員さんは何人もいらっしゃいますが、やはり子ども食堂の本来の目的を考えました時に、民生委員としての活動の他にたくさんの仕事を持っています。その民生委員がこの運営を主体的に行うということは、少し無理ではないかというのが今、県の民生委員児童委員協議会の役員の中のお話として出ております。ですから、もちろん先ほども言いましたように、食を通して育まれる心の豊かさは大切ですが、今こういう風にして、貧困という言葉が表に出てきている場合は、子どもを通して家庭を知り、そしてその家庭を暖かく救うということ、すなわち子どもの心を豊かにしていくということではなかろうかなと思っております。

(委員)

さっきからちょっと気になっていることがあります。PTAの脱退や子ども会の脱退という話が先生方からありました。私も小学校・中学校・高校のPTAをずっとやってきたのですが、小学校の子どもがいて、PTAに入るか入らないかアンケートをとってPTAに入らないというのはどうもおかしいのではないかと思います。その小学校に行っている子どもがいるならばPTAに入るのが当たり前で、子どもがその地域にいれば、地域の子ども会に入るのは当たり前だと思います。ですので、アンケートを取って入るか入らないか聞くこと自体がおかしい。その学校に行けば、そのPTAに入るのがPTAの大切なことだと思います。PTA会費を払うか払わないかは論議すべきだとは思いますが、しかし、PTAに入るのは、その学校に来ればPTAに入るという感覚をやっぱり持つことの方が大事です。同様に、子ども会に入るというのはその子どもであればその地区の子ども会に入るべきだと思います。だから、今、先生の話聞いていて、そういうアンケートを最初に取り学校があることを聞いてびっくりしました。

(委員)

今、長田委員が言われたお話はその通りです。おそらく平成12年くらいですか、委員が会長をやられていた頃に作られた運営の手引きというものを我々はバイブルのようにしているのですが、残念ながら平成12年から18年経ち、社会はものすごく急激に変わってしまいました。加入・非加入に関しては、日本全国と比較すると実は大分ではごく一部です。ただもう日本全国で色々な判例が出て、加入の任意性を言わないのは、これは非常にアウトらしくて、我々も基本的に加入は任意だということは必ず伝えるようにしています。我々は任意で100%加入してもらい、加入して良かったと思えるようにこれからやっていきたいと思っております。子ども会についてですが、こちらに関しましては非加入率が非常に上がっております。学校によっては子ども会制度をやめるところもでき始めておりまして、学校、家庭、地域を繋ぐ子ども会というものをもう一回我々の中で考え直していきたいなと真摯



に考えておりますので、今後ともご協力お願いしたいなと思います。

(委員)

子ども会とPTAについてですが、実際に経験をした者として一言、言わせていただきます。ちょっと男性の方からは解らず、また地区によっても違うと思いますが、非常に複雑なものがあります。その中から確執が始まる。PTAの中でも確執が始まる。それが子どもにも伝わり、保護者同士の確執、そして子ども同士の確執というふうに発展することもあり、私は自分の子どもが行っている時にそういう事態が起こってしまいました。ですから、もう本当に中学校を卒業した時に「やれやれ、これで子ども会に行かなくてよくなった」というようなことが実際にあったので、それが今現在も続いているというのであれば、さらにもっと複雑なものになってきているのではないかなと思います。NHKのテレビドラマでそれが取り上げられて見たのですが、ああもうこんなふうになったのだなと思いました。ですから、もしPTAや子ども会の内容が改善されて本当に楽しい会で是非参加したい、ってというような形になれば、どんどん入会者も増えますし、子どもたちの中の確執も無くなるのではないかなと思います。地区によって事情が全く違うので、どこの学校がしているから参考にするとかではなく、地区で小さい時から知っているお母さんたちがみなさん集まって改善していこうという形で取り組んでいけば、どんどん改善されてとてもいい会になるのではないかなと思います。

(副会長)

今、複雑なPTAのお話がありました。私もPTA会長をさせていただいた時に、そんなこともありましたが、毎週末トイレ掃除やベルマーク集めを通じて、それに参加するお母さん方との絆が深まったという気はします。その中で色々な家庭と情報交換というか、こうしたらいいよとか、そういうことも話も出ますので、まんざら悪いわけではないと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいです。委員が仰ったように、本当に改善が求められていますが、どんどん難しくなってくると思います。私が子ども会をさせていただいたときは、6年生が2人だけでこのまま駄目になるのかと思うくらいはありましたが、それでもなんか細々と続いているところもありますし、子ども会があるおかげでお祭りが復活したところもあります。だからやはり、地域にとってはすごく大事だと思うので、ぜひ色々なところで改善できるような取り組みがあるといいなと思います。

(会長)

それでは、お時間もありますのでこのあたりで締めさせていただきたいと思います。時間が押してまいりましたので、この後3つの報告を続けていきたいと思います。最後にまとめて質問を受けたいと思います。では、報告の(2)大分市幼児教育・保育振興計画について、事務局、報告をお願いします。

(事務局)

資料4 大分市幼児教育・保育振興計画の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

資料4をご覧ください。まず、1の策定の趣旨や計画期間等につきましては、今年度末をもって計画期間が満了する、現行の大分市幼児教育振興計画に代わる、新たな計画として、平成29年10月に有識者や幼児教育・保育施設の関係者、保護者の代表者等からなる検討委員会を設置し、平成30年10月までの1年間をかけて議論を行い、平成31年度から今後10年間の本市の幼児教育・保育の指針となる「大分市幼児教育・保育振興計画」を策定いたしました。

本計画は、左下の図にございますように、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」の個別計画である「大分市教育ビジョン2017」との整合性を図り、資料右側の体系図にございますよう、本市における幼児教育・保育の「基本理念」や「めざす子ども像」、そして基本理念や子ども像のもとで取組む5つの基本方針と15の重点施策や「具体的取組」で構成しています。

次のページをお開きください。4の基本理念につきましては、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域との連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、子どもたちの個性を尊重し、創造性を伸ばすことにより、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくむことをめざし、さらに、上位計画である総合計画や教育ビジョンとの整合性を図り、「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ」としたところでございます。

また、5の「めざす子ども像」につきましては、「笑顔かがやく、たくましい 大分っ子～いきいき のびのび すくすく～」と表現いたしました。この言葉には、1行目から記載しているような意味や願いを込めたところでございます。乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもたちがその発達に応じた教育・保育を受けることで、心身ともに健康で個性豊かな育ちを身につけ、「生きる力」の基礎をはぐくむことが大切とされており、その「生きる力」の基礎をはぐくむためには、(6行目になりますが)その時期にふさわしい生活や遊びを積み重ね、「育みたい資質・能力」を一体的にはぐくんでいくことが重要とされています。そこで、本市では、「生きる力」の基礎を「いきいき、のびのび、すくすく」の3つのキーワードで表すこととしました。「いきいき」は、子どもの主体性や好奇心、探究心に満ちた姿を「のびのび」は、子どもが相手を思いやりながら、言葉による伝え合いや自己表現する姿を「すくすく」は、子どもが日々すこやかに成長し、見通しをもって生活しようとする姿を表現し、それぞれ具体的な子どもの姿を示したところでございます。

次に、6の施策の展開につきましては、基本理念のもと、今後の幼児教育・保育の充実を図るための5つの「基本方針」を掲げ、この基本方針を具現化するため、各方針のもとに

「重点施策」と「取組の方向性」を位置付けたところでございます。

まず、基本方針1の「乳幼児期の教育・保育の充実」では、重点施策として、

- ・「生きる力」の基礎をはぐくむ教育・保育の充実や、
  - ・障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国から帰国した子ども等、特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実、
  - ・園児の充実した生活の展開に向けたカリキュラム・マネジメントの充実、
- を掲げています。

基本方針2の「円滑な接続に向けた幼保小連携の推進」では、

- ・異年齢交流の推進など、園児と児童の交流活動の充実、
- ・幼児教育・保育施設の教職員同士が交流し、相互理解を深めることによる連携の推進、
- ・幼児教育・保育施設と小学校教員との相互理解に基づいた育ちや学びの接続、を重点施策に掲げております。

次に、基本方針3の「家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実」では、

- ・開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進、
  - ・地域の自然、人材、伝統や文化等を生かした幼児教育・保育の充実、
  - ・園児の保護者や、地域の子育て家庭に対し、育児相談や交流の場を提供するなど、子育て支援の充実、
- を重点施策としております。

基本方針4の「幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上」では、

- ・実践的指導力の向上を図る園内研修の充実、
  - ・職歴や経験年数に応じた園外研修の活用による専門性の向上、
  - ・教職員の自己研鑽及び日々の保育実践を踏まえた自己評価の推進、
- を重点施策としております。

最後に、基本方針5の「市立施設と私立施設の連携推進と振興」では、

- ・市立の幼稚園と保育所の一体化による認定こども園化を進めるなどの地区公民館区域における拠点施設機能の充実、
  - ・引き続き、良質な教育・保育の提供に向けた私立施設の振興
  - ・市立施設と私立施設間における、教育・保育に関する現状や課題に関する情報共有や、相互理解の深化による連携の推進
- を重点施策としたところでございます。

今後は、市内の幼稚園や保育所、認定こども園等の園長や職員、小学校の教職員等に本計画の周知を図るとともに、本市の幼児教育・保育の質の向上が図られるよう計画に基づいた具体的取組を着実に実施してまいりたいと考えております。

なお、現在、計画書の印刷製本を業者に発注しておりますので、出来上がり次第、委員の皆様へ郵送させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。続きまして、資料⑤をお願いします。

(事務局)

それでは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限の移譲についてご報告いたします。

資料 5 と右上に記している A3 の資料をご覧ください。まず 1. 概要にお示ししているとおり、現在は、4 類型ある認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園の認可事務・権限は、すでに中核市である大分市が有しておりますが、それ以外の 3 類型、幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定事務・権限は、大分県が有しております。

今般、第 8 次地方分権一括法の施行によって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる認定こども園法）の一部が改正され、幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の認定事務・権限についても、中核市等に移譲されることとなりましたことから、来年度、平成 31 年 4 月から本市にて認定事務を行うこととなりました。

左ページ下の表には、認定こども園の類型ごとに、認可・認定の権限の推移を、特徴や法的性格・設置主体・平成 30 年 4 月時点の大分市での施設数とともにまとめておりますので参考にさせていただきます。

右ページに移りまして、2、期待される効果ですが、今回の権限移譲に伴い、「認定こども園の類型にかかわらず、市に認定事務の窓口が一本化され、事業者にとっての利便性の向上が図られるという点」や「認定こども園の定員設定について、県との協議を行わずに市の実情を踏まえながら、教育・保育の需要に応じた調整が可能となり、適正な定員配置につながるという点」等において効果があると考えております。

3、事務・権限の移譲に向けた準備につきまして、現在、本市において認定こども園の認定要件を定める条例の制定準備を進めています。(2) の条例制定の考えかたとしましては、国基準をふまえた大分県条例と同等の内容とすることを基本として、本市がすでに制定している幼保連携型認定こども園の基準条例との整合性を図ることとしています。(3) には、条例で定める主な基準について抜粋して記載しております。

最後に 4、条例制定に向けたスケジュールです。本日、大分市子ども・子育て会議にて委員の皆様にご報告させていただき、3 月に市議会に条例議案を上程いたしまして、4 月 1 日より施行を予定しています。認定こども園の認定事務・権限の移譲についてのご報告は、以上になります。

(会長)

それでは、次に「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の権限移譲」について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

児童福祉法に基づく障害児指定通所支援の事業等の権限移譲について、これまで大分県にて行われておりました事業所の指定申請及び監査業務等が、大分市に権限移譲される予定となっておりますので、この場をお借りしてご案内をさせていただきます。配布資料 6 をご覧ください。

まず 1. 現行の制度についてですが、児童福祉法に基づく指定通所支援とは、表に記載しております 5 つの事業のことであり、主に未就学児を対象とした児童発達支援と、治療も含めた支援を行う医療型児童発達支援、就学児童を対象とした放課後等デイサービスや、居宅や保育所等を訪問して支援を行う居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援といった、障がい児を対象とした事業となっております。また、H31.2 現在の大分市における事業所数については、児童発達支援事業所が 24 カ所、放課後等デイサービス事業所が 65 カ所、保育所等訪問支援事業所が 7 カ所となっております。

そして、これらのサービスを提供する障害児指定通所支援事業者の指定・監査業務については、現在、児童福祉法及び地方自治法施行令の大都市特例に基づき、都道府県が行っているところです。

次に、資料の下段「2. 権限移譲に関する国の法整備の流れ」をご覧ください。今回の権限移譲に係る法整備の経過として、H28.12 にH28 年の地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定されまして、H29.4 には、第 7 次地方分権一括法の公布、そしてH31.4 地方自治法施行令の改正が予定されております。このことから、障害児通所支援事業者の指定・監査業務の事務・権限等については、平成 31 年 4 月 1 日以降、都道府県から中核市へ移譲される予定となっております。

4 月以降については、指定・監査業務の事務を大分県から引き継ぐ形となりますので、指定業務については大分市障害福祉課、監査業務については大分市指導監査課が窓口となります。

これまで、指定の権限が都道府県にあることによって、利用者から事業者についての問い合わせは大分市へあるものの、指導等の対応は大分県が行うため、調整に時間を要し、効率的な対応ができない場合等がありました。大分市が指定の権限をもつことによって、障害児通所支援事業者の体制及び当該サービスを利用する障がい児の処遇等のそれぞれの状況把握を包括的・一体的に行えることとなり、対応すべき事案が発生した場合は効率的に対応することができるのと同時に、手続き先が大分市に統一されることによって、事業者の利便性の向上を図れると考えられます。

最後に 3. 条例制定についてです。権限移譲に伴って、サービスを提供する事業者の指定基準を定める条例を今後制定する予定です。条例制定については、1 年間の経過措置が設けられる予定であり、大分市が条例を制定するまでの間は、大分県条例による基準を大分市の基準とみなす取扱いとなる見込みであるため、大分市独自条例の施行は平成 31 年中を予

定しています。以上、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の権限移譲についての説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、質問等ありますでしょうか。

(委員)

大分市幼児教育保育振興計画の2ページの、基本方針2、円滑な接続に向けた幼保小連携の推進、重点施策3の中です。真ん中の行になります。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」それを「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」ということで、「10」がもし印刷が間に合うのであれば「10の姿」ということにしてはいかがでしょうか。

(事務局)

これはあくまで概要版ということで、本編の事につきましては再度確認をいたしましてそのようにさせていただきます。

(委員)

今、全国紙で、福岡で起こったあかつき保育園の保育士による子どもへの虐待というのが、今全国的に大変問題になっております。私たち保育園も事件に対して、すぐ職員会議を開いてレポートを書いてもらうなど今取り組んでいます。こういう事件が起こると、全国的に全ての保育士が同様の虐待を行っているのではないかというふうに、保護者の方がとても心配されると思います。ですから、大分市の幼児教育がこういう形で汲んでいたことが、すごく資質向上に繋がる様な内容になっていますので、すごくありがたいと思っています。で、周知やアンケートを取るということになりますと、実際の本物の姿が見えませんが、どういう保育がいいのか質の向上とはどういうものに繋がるのかということをもまず現場の園長先生方と主任保育教員、主任保育士への研修を通じて内容を深めていただければ、各園の保育士たちに伝わって質の向上が図られると思いますので、ぜひこういう対応でありがたいと感謝しております。

(会長)

それでは、次第の4「その他」ですが、委員の皆さん、何かありますでしょうか。

(委員)

児童相談所についてどう考えているのでしょうか？

(事務局)

児童相談所の設置につきましては、中核市も設置ができるとなっております。それを受けまして、大分市でも検討を始めておりまして、今年度も作業部会や検討委員会を開催したところがございます。そういうことで、現在も検討を重ねている状況でございます。

(委員)

大分県でも最近、佐伯市で児童虐待が起きています。大分市の中央、東部、西部の3か所に家庭支援センターがありますが、やはり権限が相当違うものがあります。早急にまとめてください。

(会長)

では、次に事務局の方から何かありますか。

(重石部長)

皆様、こんにちは。子どもすこやか部長の重石でございます。

本会議の今期における委員の任期が3月31日までとなっております、本日が最後の会議となりますことから、一言、ご挨拶申し上げます。

古賀会長をはじめ委員の皆様には、平成29年4月から本会議に参画していただき、本市の幼児教育・保育並びに児童福祉と子育て支援に係る施策の推進に資する貴重なご意見・ご提案を賜り、誠にありがとうございました。体験に基づくご意見から新たな視点を獲得ことができ、新規事業への取組みや既存事業の見直しに活かすことができました。中には、直ちに施策に反映しえなかったこともございますが、各種施策の充実に向け、引き続き検討を進めてまいります。

さて、我が国の少子化は深刻な状況にあり、本市におきましても出生数の減少が顕著で、昨年4月の年齢別人口をみますと、10歳児4,533人に対し、0歳児は4,107人であり、約400人の減少がみられております。

こうした厳しい状況にはございますが、決して諦めることなく、希望する人が、安心して結婚、妊娠、出産、子育てできる環境づくりに取り組んで行かねばなりません。

中でも、少子化の一方で年々増加する保育ニーズに対応するため、保育施設や児童育成クラブの拡充が、質の向上が大いに急がれるところです。

そして何より、すべての子どもたちが、生まれ育つ環境に左右されることなく、その生命、生存、発達を保障される社会となるよう、児童虐待の防止、子どもの貧困対策、希望する教育の提供等に、全力を挙げて取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、3月末をもちまして任期を終了されますが、それぞれのお立場から、引き続き、ご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様の今後のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。以上で本日の議事は全て終わりました。委員の皆さま、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、この後の進行は、事務局にお願いします。

(事務局)

古賀会長におかれましては、円滑な議事進行を行っていただき、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり議論をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回大分市子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。

(終 了)